

日本海区水産研究所開放型研究施設利用要領

(趣 旨)

第1条 日本海区水産研究所(以下「当所」という。)の職員以外の者が研究所の開放型研究施設を利用する際の手続き、義務等については、共同研究契約書その他により定めのある場合を除き、この要領による。

(定 義)

第2条 開放型研究施設とは次の施設をいう。

- (1)環日本海資源管理実験棟電子顕微鏡室(エネルギー分散型 X 線分析システム;電子顕微鏡)
- (2)化学分析室(蛍光光度計)
- (3)特別恒温測定室(凍結真空乾燥機)
- (4)海洋研究棟培養実験室(サリノメーター)

(管理責任者)

第3条 開放型研究施設の管理責任者は、前条(1)および(2)については、生物生産グループ長、(3)および(4)については、海洋動態グループ長とする。

2 管理責任者は、開放型研究施設の利用状況及び利用申請状況を把握して、効率的に利用の調整を図るものとする。

(利用者の範囲)

第4条 開放型研究施設を利用できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1)当所との研究交流を行おうとする民間、都道府県、独立行政法人、大学及び国の試験研究機関の職員
- (2)当所において、講習、研修を受講する者
- (3)前号に掲げる者のほか、日本海区水産研究所長(以下「所長」という。)が適当と認めた者

(利用者の申請等)

第5条 開放型研究施設を利用しようとする者は、共同研究契約書その他により別途開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式 1 による利用申請書を所長に提出し、その承認を得なければならない。

2 所長は、前条の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、その承認を取り消すことができる。

- (1)この要領に違反した場合、その他開放型研究施設の運営に重大な支障を与えた場合
- (2)やむを得ない理由により、開放型研究施設における研究等の継続が困難になった場合

(利用者の義務)

第6条 開放型研究施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、善良なる管理者の注意をもつ

て利用するものとする。

2 利用者は、故意又は重大な過失により開放型研究施設の施設、設備、機械等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(費用の負担)

第7条 利用者は、利用に要する直接的な消耗品類の実費を負担するものとする。

(成果の公表)

第8条 利用者は、開放型研究施設利用期間中に当所において得た情報、研究成果を公表しようとするときは、あらかじめ所長の承認を得なければならない。

(終了時の報告)

第9条 利用者は、開放型研究施設の利用を終了したときは、共同研究契約書その他により別途、開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式2により利用報告書を所長に提出するものとする。

(利用に関する事務)

第10条 開放型研究施設の利用に関する事務は、業務推進課が行う。

(その他)

第11条 利用者は、研究所の職員に準じ服務規律を遵守し、所長の指示に従わなければならない。

(改廃)

第12条 本要領の改廃については、部課長会議で決定する。

附則

この要領は、平成17年8月1日から施行する。

平成18年4月1日一部改正。

平成23年4月1日一部改正。

平成23年9月1日一部改正。

平成28年4月1日一部改正。